

芦屋市障害者（児）福祉計画及び芦屋市障害福祉計画策定について

1 策定の計画について

- (1) 芦屋市障害者（児）福祉計画第6次中期計画（障害者基本法第11条第3項の規定に基づく計画）

本市における障がい者施策全般にかかわる理念や基本的な方針、目標を定めた計画

【計画期間】 6年間（平成27年度～平成32年度）

【基本理念】 障がいのある人もない人も、住みなれた地域で自分らしく輝いて暮らせるまち 芦屋

【サブタイトル】 私もあなたも主人公になれるまちをめざして

【進行管理】 計画の中間年度に進捗状況を把握、自立支援協議会から意見を聴取し、計画の評価・点検を行い、その結果をホームページで公表

- (2) 芦屋市第4期障害福祉計画（障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく計画）

障がい福祉サービス等の見込み量など具体的に数値目標を定めた計画

【計画期間】 3年間（平成27年度～平成29年度）

【進行管理】 毎年、目標達成状況等を把握、自立支援協議会から意見を聴取し、PDCAサイクルによる点検・評価を行い、その結果をホームページで公表

2 策定経過について

- (1) 障がいのある人の日常生活の状況、障がい福祉に関する意識やニーズの把握

アンケート（手帳所持者）・インタビュー（障がい者団体・サービス提供事業所等）の実施

- (2) アンケート内容検討、計画中間まとめ（案）及び計画（案）検討

策定委員会開催（全5回）

- (3) 計画中間まとめ（案）及び計画（案）検討

推進本部会議及び推進本部開催（各2回）

- (4) 計画中間まとめ（案）及び計画（案）報告

社会福祉審議会及び民生文教常任委員会（各2回）

(5) パブリックコメント実施

【件数】 1人1件

【意見】市営住宅の大規模集約事業の予定地に福祉施設を検討することですが、市営住宅に住まわれる方々と障がい者が共に交流しながら生活ができる施設となるようにしてください。

【回答】高浜町1番住宅等大規模集約事業用地において、ご意見をいただきましたように、建設予定の福祉施設が、障がいのある方と市営住宅へ入居される方を含め地域の方々との交流や社会参加の場となるよう検討してまいります。